

留萌市保健福祉センター使用料

(単位: 1時間)

| 室名 | 使用料 | |
|-----------------|---------|------|
| | 社会福祉団体等 | 一般 |
| 多目的ホールA (診察室側) | 150円 | 420円 |
| 多目的ホールB | 120円 | 340円 |
| 1号会議室 | 80円 | 210円 |
| 高齢者リラックスルーム | 80円 | 210円 |
| 高齢者教養娯楽室A (舞台側) | 80円 | 210円 |
| 高齢者教養娯楽室B | 110円 | 310円 |
| 調理実習室 | 140円 | 390円 |
| 栄養指導室 | 130円 | 350円 |
| 一階ロビー(10㎡当り) | 40円 | 110円 |

備考

- 1 「社会福祉団体等」とは、市内の社会福祉団体、高齢者団体、障害者団体及び保健・医療団体で、その使用が、市民の健康増進又は福祉の向上に寄与すると市長が認めるもの(以下別表2において同じ。)をいう。
- 2 使用時間が、1時間に満たない場合であっても1時間使用したものとみなす。
- 3 使用時間の延長を認めた場合には、使用料は1時間単位とする。
- 4 調理実習室の使用に際しては、LPG、水道、及び給湯料金を、1時間を1単位として120円(一般使用の場合にあっては400円)を別に徴収する。
- 5 入場料又はこれに類するものを徴収する場合、及び物品などの販売を行う場合には、名称のいかんに関わらず、使用料金の100%を加えた額を徴収する。
- 6 冬期間燃料を使用する場合は、市長が別に定める実費相当額を徴収する。

別表第2 (第7条関係)

留萌市保健福祉センター備付け物品使用料

(単位: 1時間)

| 備付け物品名 | 使用料 | |
|------------------|---------|------|
| | 社会福祉団体等 | 一般 |
| 放送施設(一式) | 30円 | 100円 |
| ビデオプロジェクター・スクリーン | 30円 | 100円 |
| スライド映写機・スクリーン | 30円 | 100円 |